

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	圧力抑制室内点検作業において、圧力抑制室内の水中に粘土、テープ片等（合計5個）を発見・回収	A s	3月15日公表済 (PDF110KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	監視用モニタ装置の点検時、原子炉冷却材浄化系熱交換器室（カメラNo. 14）の映像不良が認められたため、当該カメラを交換	D	
2	1号機	主タービン油タンク室温度検出ケーブル電線管接続用防爆形エルボの点検時、破損が認められたため、当該エルボを修理	D	
3	1号機	補助海水系硫酸第一鉄注入装置において、注入ポンプ出口配管の詰まり、又は、ポンプの動作不良の可能性が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩塔「A」出口サンプリング元弁の浸透探傷検査時、弁体に指示模様が認められたため、当該弁を修理	D	
5	2号機	トーラス室サンプポンプ（A）吸込弁の点検時、下流側配管に腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
6	2号機	定期事業者検査要領書において、計器要求精度に誤記が認められたため、当該要領書を修正及び対応検討	C	
7	2号機	安全協定に基づく提出書類の再確認時、（第21回）定期事業者検査実施結果報告書の一部記載に誤記（3箇所）が認められたため、対応検討	B	
8	2号機	タービン建屋換気系プロセス放射線モニタ装置サンプリングポンプ（B）において、異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	3号機	安全協定に基づく提出書類の再確認時、（第21回）定期事業者検査実施結果報告書の一部記載に誤記（3箇所）が認められたため、対応検討	B	
10	4号機	主タービン蒸気圧力（A）計装ラック脇のレベルスイッチ校正用チャンバーのドレン弁において、操作ハンドル押さえ用ボルトの外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
11	4号機	主タービン油タンク上部ケーブル端子箱において、カバー固定用ビス（1本）の外れが認められたため、当該ビスを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	水中ポンプ用コンセントにおいて、付け根部の被覆にずれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	タービン抽気系ドリップポットドレン弁において、取付不良（逆向き）が認められたため、当該弁を正規の流れ方向に合わせて取付	D	
14	4号機	安全協定に基づく提出書類の再確認時、（第20回）定期事業者検査実施結果報告書の一部記載に誤記（5箇所）が認められたため、対応検討	B	
15	4号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査要領書の確認時、計器測定範囲及び精度に誤記が認められたため、対応検討	C	
16	4号機	排ガス系冷凍設備除湿冷却器用グリコールポンプ出口圧カススイッチにおいて、接続ユニオン部よりにじみが認められたため、当該ユニオン部を点検・修理	D	
17	4号機	中央制御室制御盤（PNL9-2）ダストモニタ表示灯のランプ交換時、ランプホルダーを破損させたため、当該表示灯を交換	D	
18	4号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）出口圧力計において、動作不良（緩慢な応答）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
19	5号機	原子炉再循環系出口サンプル恒温槽の温度制御器において、「故障」表示が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
20	5号機	安全協定に基づく提出書類の再確認時、（第20回）定期事業者検査実施結果報告書の一部記載に誤記（2箇所）が認められたため、対応検討	B	
21	6号機	ろ過脱塩装置ブリコートポンプ入口弁の点検時、駆動部上部・下部のブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	燃料プール冷却浄化系逆洗ポンプ入口弁の点検時、駆動部上部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
23	6号機	安全協定に基づく提出書類の再確認時、（第19回）定期事業者検査実施結果報告書の一部記載に誤記（2箇所）が認められたため、対応検討	B	
24	集中環境施設	廃液乾燥固化系コンベア粉体回収タンク圧縮空気供給弁の点検時、操作スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
25	集中環境施設	計器設定に関する確認において、焼却工作建屋主排気ダクトサンプルポンプ吸込圧力指示スイッチ等の計器仕様表記載の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
26	集中環境施設	廃液乾燥固化系再生廃液濃縮器（A）廃液出口空気作動弁において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	その他	海生物焼却設備排水処理ポンプ（A）において、ケーシング本体に水のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
28	その他	海生物処理設備排水処理設備脱水機（B）において、濃縮ろ布のつなぎ目に劣化（伸び）が認められたため、当該ろ布を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで